、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項	又は第七十二条の八十八第一項若しくは第二項	
については、前三条	については、第七十二条の八十七並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段	
、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により譲渡割課税道府県の知事（前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項において同じ。）に	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令で定める方法により	
第七十二条の八十九の二第三項	第七百六十二条第一号の機構	同項の国税庁
	電子計算機（入出力装置を含む。）	電子計算機
	同項に規定する譲渡割課税道府県の知事	税務署長
第七百六十二条第二号ロ(1)	第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項	第四項

附則第四十一条第二項中「第十項」を「第十二項」に改める。

第五条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十四条の四第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第七十四条の五中「千円」を「千七十円」に改める。

第四百六十七条第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第四百六十八条中「六千百二十二円」を「六千五百五十二円」に改める。

第六条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十四条の三の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第七十四条の四第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第四百六十六条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第四百六十七条第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「は、二十八年新法」を「は、地方税法」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第三項中「道府県において」を「都道府県において」に改め、同条第四項及び第五項中「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第六項中「道府県に」を「都道府県に」に改め、同条第八項中「道府県の」を「都道府県の」に、「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第九項及び第十一項中「道府県において」を「都道府県において」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「道府県において」を「都道府県において」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表第七項の表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表第七項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年九月三十